

防衛大学校達10号

防衛大学校の部課等において使用する公印に関する達を次のように定める。

平成5年3月29日

防衛大学校長 夏目晴雄

防衛大学校の部課等において使用する公印に関する達

改正	平成5年6月4日防衛大学校達第12号	平成13年3月30日防衛大学校達第3号
	平成17年3月31日防衛大学校達第5号	平成18年7月13日防衛大学校達第12号
	平成19年3月30日防衛大学校達第7号	平成19年8月29日防衛大学校達第12号
	平成21年3月31日防衛大学校達第6号	平成24年4月6日防衛大学校達第8号
	平成28年3月31日防衛大学校達第3号	平成30年3月30日防衛大学校達第4号

(目的)

第1条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）の部、先端学術推進機構、総合情報図書館、学群、課、総括首席指導教官、センター、先端学術推進機構事務室及び総合情報図書館事務室（以下「部課等」という。）において使用する公印の形式、寸法、届出手続及び保管等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公印 公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいい、次号の省印及び第3号の官職を総称する。
- (2) 省印 部課等の名称を刻印したものをいう。
- (3) 官職印 部長、先端学術推進機構長、総合情報図書館長、学群長、課長、総括首席指導教官、教養教育センター長、グローバルセキュリティセンター長、国際交流センター長、先端学術推進機構事務室長及び総合情報図書館事務長（以下「部課長等」という。）の職名を刻印したものをいう。

(公印の名称及び寸法)

第3条 大学校の部課等において使用する公印は、卒業証書に使用する防衛大学校の省印及び官職印とし、その名称及び寸法は別表第1に掲げるとおりとする。

(公印の形式)

第4条 省印は、方形の印面に1条の外側縁を付し、その内側に「防衛大学校」の文字を縦書きによる明りょうな字体をもって浮き彫りにするものとする。

2 官職印は、方形の印面に1条の外側縁を付し、その内側に部課長等名を左横書きによる明りょうな字体をもって浮き彫りにするものとする。この場合、職名には「防衛大学校」の文字を冠するものとし、職名のほかに「印」又は「之印」の文字を加えて彫刻することができる。

(公印の印材)

第5条 公印の印材には、容易に摩滅若しくは腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

(職務代行の場合の官職印の使用)

第6条 部課長等に事故等があるため、他の職員が代理、事務取扱等を命ぜられその職務を代行する場合においては、その職務を代行される者の官職印を使用し、代理、事務取扱等の官職印は制定しないものとする。

(作成、改刻又は廃止の事務)

第7条 公印の作成、改刻又は廃止の事務は、別表第2に掲げる主管の課長（教養教育センター長、国際交流センター長、総括首席指導教官、総合情報図書館事務長及びグローバルセキュリティセンター長を含む。以下「主管課長」という。）が行うものとする。

(作成又は改刻の届出)

第8条 公印を作成し、又は改刻したときは、主管課長は別紙様式第1によりその印影を速やかに防衛大学校長（以下「学校長」という。）に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第9条 公印を廃止したときは、主管課長は遅滞なくその旨を別紙様式第2により学校長に届け出なければならない。

(登録)

第10条 総務課長は、公印登録簿を備え、これに第8条の規定により届出のあった公印の印影を登録しなければならない。

2 総務課長は、前条の規定により廃止の届出があったときは、前項の公印登録簿

につき、当該登録を抹消しなければならない。

(押印)

第11条 公印の押印は、決裁済みの原議に基づいて、当該決裁者又はその公印の保管責任者が行うものとする。

(保管)

第12条 公印は、保管責任者が金庫その他確実なところに格納し、施錠のうえ、厳重に保管しなければならない。

(保管責任者)

第13条 公印の保管責任者は、第7条に規定する主管課長又はその指名する者とする。ただし、総務課にあつては文書・保全係長が保管責任者となる。

附 則

- 1 この達は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 防衛大学校の部課において使用する公印に関する達（昭和40年防衛大学校達第10号）は廃止する。

附 則（平成5年6月4日防衛大学校達第12号）

この達は平成5年6月4日から施行する。

附 則（平成13年3月30日防衛大学校達第3号）（抄）

- 1 この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月13日防衛大学校達第12号）

この達は平成18年7月13日から施行する。

附 則（平成19年3月30日防衛大学校達第7号）

この達は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この達は平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成28年3月31日防衛大学校達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）
この達は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名 称	寸 法
防衛大学校の印（卒業証書用）	75ミリメートル平方
総務部長の印	30ミリメートル平方
教務部長の印	
訓練部長の印	
先端学術推進機構長の印	
総合情報図書館長の印	
総合教育学群長の印	
人文社会科学群長の印	
応用科学群長の印	
電気情報学群長の印	
システム工学群長の印	
防衛学教育学群長の印	
総務課長の印	23ミリメートル平方
厚生課長の印	
会計課長の印	
管理施設課長の印	
衛生課長の印	
教務課長の印	
入学試験課長の印	
訓練課長の印	
学生課長の印	
総括首席指導教官の印	
教養教育センター長の印	
国際交流センター長の印	

グローバルセキュリティセンター 長の印	
先端学術推進機構事務室長の印	
総合情報図書館事務長の印	

別表第 2 (第 7 条関係)

名 称	主 管
防衛大学校の印 (卒業証書用)	総 務 課
総務部長の印	総 務 課
教務部長の印	教 務 課
訓練部長の印	訓 練 課
先端学術推進機構長の印	先端学術推進機構事務室
総合教育学群長の印	教務課教育研究支援室
人文社会科学群長の印	
応用科学群長の印	
電気情報学群長の印	
システム工学群長の印	
防衛学教育学群長の印	
総務課長の印	総 務 課
厚生課長の印	厚 生 課
会計課長の印	会 計 課
管理施設課長の印	管 理 施 設 課
衛生課長の印	衛 生 課
教務課長の印	教 務 課
入学試験課長の印	入 学 試 験 課
訓練課長の印	訓 練 課
学生課長の印	学 生 課
総括首席指導教官の印	総括首席指導教官
教養教育センター長の印	先端学術推進機構事務室
国際交流センター長の印	

グローバルセキュリティセンター 長の印	
先端学術推進機構事務室長の印	
総合情報図書館事務長の印	総合情報図書館事務室

別紙様式第1（第8条関係）

平成 年 月 日

防衛大学校長 殿
（総務課長気付）

主管課長名 印

公印の作成（改刻）について（報告）

〇〇〇〇の公印を、下記の理由により作成（改刻）しましたので、別紙印影を添えて届け出ます。

記

- 注：1 別紙は、強じんな薄い和紙を用い、公印1個につき1枚とする。
2 改刻を届け出た場合は、旧印の廃止の届出は要しない。

（別紙）

防衛大学
校〇〇部
〇〇課長

（印影）

別紙様式第2（第9条関係）

平成 年 月 日

防衛大学校長 殿
（総務課長気付）

主管課長名 印

公印の廃止について（報告）

〇〇〇〇の公印を、下記の理由により廃止しますので、届け出ます。

記